事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書 (新規·変更)

(あて先)京都府知事	平成18年
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都府福知山市長田野町2丁目66-3	日本ピラー工業(株) 福知山工場長 川上 恵一
William Harris X Hazz 15 1 Hazz	電話 0773 - 27 -

古郑府孙琮洹呕	化対策条例第18条第1項(第18	冬第2項 第18	条第3項)の規定し	こより提出しす	す。			
特定事業者の			NATURAL VANGALI	-5 / <u>MEHI 0 6</u>				
主たる業種	工業用高機能部品製造販売							
該当する事業 者要件	 ▶ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) ▶ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) ▶ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 							
計画期間	平成 18 年 4 月	~. 1	平成 20 年	3 月				
基本方針	業活動と環境との調和を図るため、環境マネジメントシステムを確立し、環境負荷を減らすための継続 は改善と汚染の予防に努め、10%以上のCO2削減を目指す。							
推進体制	福知山環境管理委員会を中心とし	、IS014001環境	マネシ゛メントフ゛ロク゛ラムの 目	標達成に向け、	各部署において	活動を展開する。		
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等	計画内容						
体的な取組及	18~19 工場製造部署	電気・ガス・ガソ	リン等のエネルギー使用	量を削減し10%削減	破する。	THE PARK THE		
び措置	18 営業所	営業用車両のアイドリングストップの徹底						
知 启 机用 战力		工 淮 庄	度(実績)	目標年度	(計画)	減率		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	(17) 年度		(19)年度 (二酸化炭素換算(t))		(計画)		
	A 事業所等排出区分	(二酸化尿	表換算(t)) 3,389 t	(二敗化灰茅	3,047 t	-10.0 %		
	B 輸送車両排出区分		3, 369 t		0,041 t	%		
	B 制送単門併田区分 C その他排出区分		t t		· t	%		
	排出合計	* 1	3,389 t	* 2	3,047 t	-10.0 %		
	7年11日前	71	目標年度		3,041	10.0 //		
温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	取組量等 (二酸化炭素換算(t))			/			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t			
	府内産の木材の利用	(利用量)	m'	(削減量)	t			
	自然エネルギーを利用した電	(売電量)	kwh	(削減量)	t			
	力又は熱の供給	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t			
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t			
	削減量等合計			* 3	t	/		
差引排出量		基準年	度(実績)	目標年度	(計画)	削減率 (計画)		
	排出合計-削減等合計)	* 1	3389 t	(*2) - (*3)	3047 t	-10.0 %		
特記事項	1. IS014001を認証取得し、CO2項の順守 ③廃棄物の削減及びリー 員及び派遣、請負社員への環境を2. 日本ピラー工業㈱として京者員数名の事務所のみとなっており告させて頂きます。	サイクル推進による 枚育 ⑥地域美イ 	リサイクル率の向上 ④ ジ活動の実施 に ロ山市に福知山工場。	新規設備導入時 取組んでいる。 と京都市に京都	支店があります。	端の導入 ⑤従業 京都支店は、社		
連絡先	担 当 部 署							
	担当者氏名							
	住所	1-11			-			
	電話番号							
第二十二十五十五					peroring as X 4 7 7	Mark States		
	ファクシミリ番号	TOTAL TESTER THE			HE DUTGE A LONG TO SERVICE			

- 注 1 該当する \square には、u印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、u印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - をいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。